

中間前金払制度について

建設業を取り巻く厳しい経営環境をふまえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、平成27年4月1日から、下記のとおり中間前金払制度を導入しています。

1 制度の概要

これまでの着工時の前金払に加え、下の要件をすべて満たす場合に、保証事業会社の保証を条件に、契約金額の原則20%を追加で前金払します。

※部分払がある場合は、部分払と中間前金払とのいずれかを、受注者が契約時に選択します。

※部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合も、部分払を請求することはできません。ただし、継続費等の場合は、中間前金払を選択した場合でも、各会計年度末において、出来高に対する部分払を請求することができます。

対象：契約金額が500万円以上で、工期が60日を超える工事

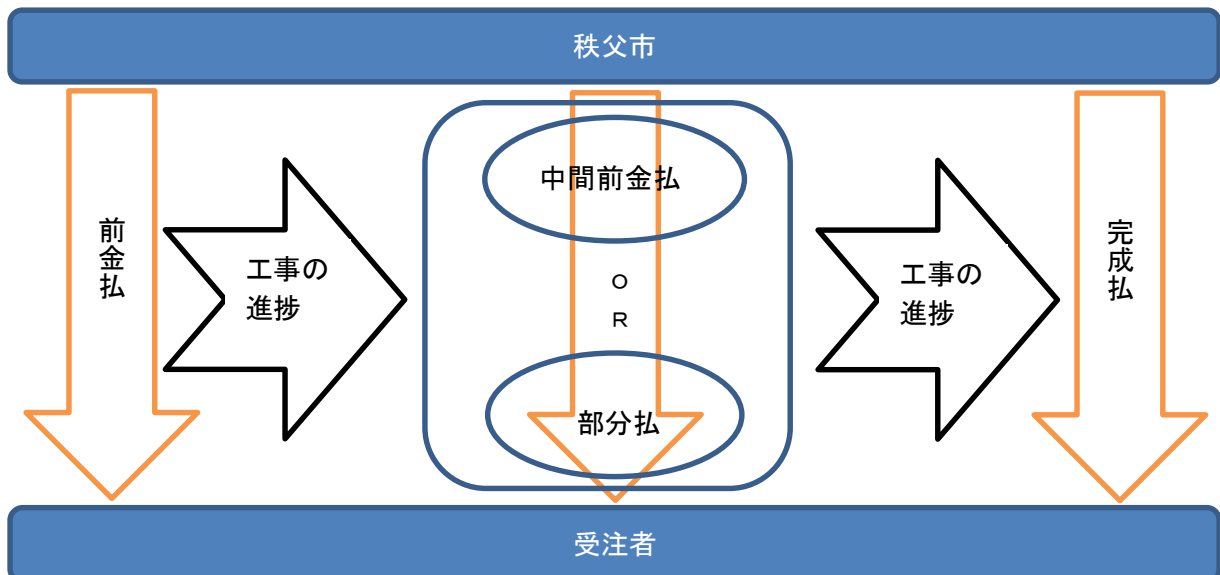
要件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%であること）。
- ④ 既に前金払の支払いを受けていること。

<中間前金払の主なメリット>

- ・比較的簡単な手続きで工事代金が受け取れます。（部分払のような出来高検査は不要です。）
- ・出来高検査による現場の中断を回避できます。

<制度イメージ>



2 手続き

① 「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」(様式第1号)の提出

部分払がある場合は、受注者は、中間前金払と部分払のいずれの支払いを受けるかを選択し、秩父市に届け出ます。

※部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合も、部分払を請求することはできません。(継続費等の場合は、中間前金払を選択した場合でも、各会計年度末において、出来高に対する部分払を請求することができます。

※提出先：契約課(システム入力後、担当課へ返還) 提出時期：契約締結時



② 「中間前金払認定請求調書」(様式第2号)及び「工事履行報告書」(様式第3号)の提出

受注者は、秩父市が求める資料一式(様式第2号及び様式第3号)を揃えて、中間前金払の要件を満たしていることの確認を、秩父市に請求します。

※提出先：担当課 提出時期：工期の2分の1経過時



③ 「中間前金払認定調書」(様式第4号)の交付

秩父市は②の請求に基づき、要件を満たしているかを確認し、原則7日以内(閉庁時を除きます。)に、受注者に認定調書を交付します。

※部分払のような出来高検査は行いません。ただし、提出を受けた資料に疑義がある場合は、追加資料の提出及び現場立会いを求めることがあります。

※交付者：担当課 交付時期：請求を受けてから原則7日以内



④ 保証事業会社への中間前払金保証の申込み

受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込みをし、保証証書の発行を受けます。



⑤ 「中間前払金支払請求書」(様式第5号)の提出

受注者は、保証事業会社が発行した「中間前払金に係る保証証書」を添えて、中間前払金の支払請求書を提出します。

※提出先：担当課 提出時期：工期の2分の1経過し、④の手続き完了後



⑥ 中間前払金の振込み

秩父市は、支払請求を受けた後14日以内に、受注者の登録金融機関に中間前払金を振り込みます。